

福生市障害者計画

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

1 計画の目的と位置付け

「福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（以下「本計画」）は、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。「障害者計画」は本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体・事業者、市が活動を行う際の指針となるものです。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害者福祉施策を円滑に実施するために、障害者（児）福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

2 計画の期間

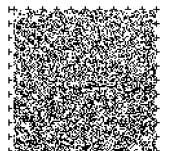
本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を期間とします。

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障害者 計画	障害者計画			障害者計画			次期計画		
障害 福祉 計画	第6期			第7期			次期計画		
障害児 福祉 計画	第2期			第3期			次期計画		

3 計画の対象

本計画は、障害者（児）施策全般についての計画であり、保健・医療、教育、子育て、就労、文化、スポーツ、防災、まちづくりなど、複数の領域に関係しています。また、障害のある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現をめざすためには、全ての市民の理解と協力が必要であることから、計画対象は全市民としています。

なお、本計画における「障害者」とは、障害者手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を指します。



[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向]

安心・健やかに暮らせる人にやさしいノーマライゼーション社会の実現

1 障害のある人が
元気に安心して
暮らせるまちづ
くり

(1) 相談体制・情報提供の充実

(2) 権利擁護体制の確立

(3) 障害福祉サービスの充実

(4) 意思疎通支援の充実

(5) 経済的支援の実施

(6) 地域の安全と災害時を想定した対応

2 子どもの健やかな
発育・発達を支
援するまちづ
くり

(1) 障害の早期発見と障害児の療育支援

(2) 切れ目のない障害児サービスの充実

(3) 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進

3 地域の理解のも
と障害のある人
もいきいきと参
加しているまち
づくり

(1) 障害の理解と合理的配慮の推進

(2) 社会参加の促進

(3) 外出支援施策の推進

(4) 就労の支援・促進

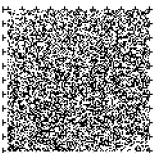
4 障害のある人の
地域生活の基盤
づくり

(1) 日中活動の場の確保

(2) 居住の場の確保

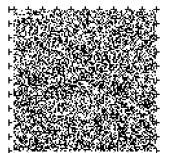
(3) 保健・医療サービスの充実

(4) 地域移行・地域定着の支援と促進



国の基本的な考え方を踏まえ、本市では次のとおり成果目標を設定することとします。

目標項目	基本指針等に定める目標	目標
福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行する。	3人
	令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。	2人減
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	(活動目標) 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	(令和8年度) 1回
地域生活支援拠点が有する機能の充実	令和8年度末までの間、地域生活支援拠点機能の充実のため、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証・検討する。	1回
	令和8年度末までに、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。	整備
福祉施設から一般就労への移行等	令和8年度中に、福祉施設から一般就労へ移行する人数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。	9人
	令和8年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。	50%以上
	令和8年度における就労定着支援事業を利用した人数を令和3年度実績値の1.41倍以上とする。	13人
	令和8年度における就労定着支援事業による就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とする。	25%以上
相談支援体制の充実・強化等	令和8年度末までに、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図る体制を確保する。	充実
	令和8年度末までに、自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な自立支援協議会の体制を確保する。	充実
障害福祉サービス等の質の向上	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。	充実
	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の積極的な参加を図り、障害福祉サービス等の質の向上を図る。	実施
障害児支援の提供体制の整備等	国の指針に準じ、児童発達支援センターを確保し、令和8年度末までに年1回以上運用状況を検証、検討する。	1回
	国の指針に準じ、令和8年度末までに、保育所等訪問支援の提供体制の確保に努める。	1か所
	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	3人



6

障害福祉サービス・相談支援の提供見込み量一覧

月あたりの利用者数

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス		114人	117人	121人
日中活動系サービス	生活介護	97人	96人	95人
	自立訓練（機能訓練）	1人	1人	1人
	自立訓練（生活訓練）	13人	14人	16人
	就労選択支援【新設】	0人	2人	2人
	就労移行支援	12人	12人	12人
	就労継続支援（A型）	7人	8人	9人
	就労継続支援（B型）	149人	154人	160人
	就労定着支援	4人	4人	4人
	療養介護	5人	5人	5人
	短期入所（福祉型）	37人	41人	46人
	短期入所（医療型）	1人	1人	1人
サービス系	自立生活援助	1人	1人	1人
	共同生活援助	107人	112人	118人
	施設入所支援	34人	33人	32人
相談支援	計画相談支援	114人	118人	121人
	地域移行支援	1人	1人	1人
	地域定着支援	1人	1人	1人

7

障害児通所支援サービスの提供見込み量一覧

月あたりの利用者数

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	58人	66人	74人
医療型児童発達支援	1人	1人	1人
放課後等デイサービス	88人	88人	88人
保育所等訪問支援	3人	3人	3人
居宅訪問型児童発達支援	1人	1人	1人
障害児相談支援	58人	65人	73人

8

計画の推進体制

本計画を効果的・効率的に推進していくため、個別計画の担当課を中心に、関係部局や、市民、事業者との連携・協働のもと、取組を進めます。また、「福生市地域自立支援協議会」とも連携を図り、市内の障害福祉に関する課題とニーズの把握や協議を行いながら計画の推進を図ります。

